

緑区会計年度月額制業務補助員 募集要項

令和8年2月2日
緑区役所徳重支所

この募集要項を
ご覧になる方へ

緑区会計年度月額制業務補助員の募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 勤務場所・採用予定人員・主な職務内容等

申込区分	採用予定人数	職務内容	勤務場所	任用期間	勤務日・勤務時間	試験担当課(電話番号)
①	若干名	<p>【任用直後】 区民生活課事務（戸籍・住民基本台帳事務、マイナンバーカードの交付等に関する事務等）の業務補助</p> <p>【変更の範囲】 変更なし</p>	<p>【任用直後】 徳重支所 区民生活課</p> <p>【変更の範囲】 変更なし</p>	令和8年 4月1日 から 令和9年 3月31日 まで	月曜日～金曜日の週5日 午前8時45分から午後5時30分までのうちの1日 6時間（1時間の休憩を除く）の週30時間	徳重支所 区民生活課 1番窓口 (875-2256) 阪野
②	1～2名	<p>【任用直後】 区民福祉課事務（児童福祉事務・生活保護事務・障害高齢福祉事務・国民健康保険事務・その他区民福祉課長が必要と認める事務）に係る業務補助</p> <p>【変更の範囲】 変更なし</p>	<p>【任用直後】 徳重支所 区民福祉課</p> <p>【変更の範囲】 変更なし</p>	令和8年 4月1日 から 令和9年 3月31日 まで	月曜日～金曜日の週5日 午前8時45分から午後5時30分までのうちの1日 6時間（1時間の休憩を除く）の週30時間	徳重支所 区民福祉課 11番窓口 (875-2213) 丹羽

※申込区分①から②のうち、いずれか1つの区分のみお申し込みいただけます。

※勤務場所の住所 名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地 ユメリア徳重 3階

2 受験資格

次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した方

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 申込み

(1) 申込期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）（必着）まで

(2) 申込方法

次のア・イの書類を各試験担当課（宛先は要項末尾に記載）まで郵送（2月16日（月）必着。封筒の表面に朱書きで「受験申込書在中」と記入）又は持参（申込期間内（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時まで受付）してください。

ア 履歴書（申込書）

必要事項を記入・押印のうえ、正面顔写真を貼付してください。

イ 返信用封筒（受験票送付用）

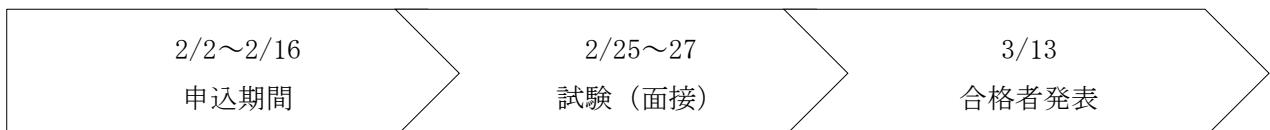
長形3号（120mm×235mm）の封筒に、申込者の住所・氏名を記入のうえ、110円切手を貼ってください。

(3) 申込区分

複数の申込区分への申込はできません。重複申込があった場合はいずれの申込も無効とします。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

試験	日 程	会場	試験内容	配点
面接試験	2/25（水）～2/27（金）のうち、指定する日	徳重支所	面接試験を実施します。	100点満点

(3) 試験会場及び集合時間

試験会場の詳細及び集合時間については受験票に記載してお知らせします。

(4) 試験結果の通知

試験結果は、令和8年3月13日（金）に郵送にてお知らせします。あわせて本市公式ウェブサイトに最終合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による合否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 合格から採用まで

- (1) 採用後 1 月間は条件付採用期間となります。
- (2) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。
- (3) 試験合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて順次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人が全て採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は、合格発表日から令和 9 年 3 月 31 日（採用日の属する年度の末日）となります。
- (4) 本件は、令和 8 年度予算の議決を条件とします。

6 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

試験不合格者	<ul style="list-style-type: none">・試験順位・試験得点・試験合格基準点	<p>試験の結果発表日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 9:00～12:00・ 13:00～17:00 (土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く)	<p>各試験担当課において、必ず受験者本人又は不合格者の委任による代理人が、下記の方法により口頭で申し出てください。</p> <ul style="list-style-type: none">・受験者本人が申出する場合 運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）及び受験票又は選考結果通知書の提示・代理人が申出する場合 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出<ul style="list-style-type: none">ア 代理人の身分証明書、不合格者の身分証明書の複写物及び不合格者の受験票又は選考結果通知書イ 代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状
--------	--	--	---

- ※ 提供申出は、受験者本人又は代理人による各試験担当課への来庁が必要です。また、電話・郵便等による申出は受け付けておりません。
- ※ 必要提示書類に不足がある場合は提供できません。
- ※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

7 勤務条件

報酬	月額 170,140 円(週30時間) ※地域手当相当報酬を含む。 他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当、勤勉手当を支給 (令和8年2月2日現在)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等
社会保険	共済組合、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

※ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

8 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。なお、会計年度任用職員(短時間勤務)は、営利企業等従事(兼業)を行うことができますが、以下に該当する場合は認められませんので留意してください。また、兼業を行う場合は、兼業先や従事内容を届出いただく必要があります。

(兼業が認められない場合)

- ア 兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など)
- イ 兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合
- ウ 兼業を行うことによって名古屋市の信用を損なう恐れがある場合

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉

【申込区分①】

名古屋市緑区徳重支所区民生活課 担当: 阪野

〒458-0852 名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地 (ユメリア徳重 3 階)

Tel: 052-875-2256 Fax: 052-878-3766

【申込区分②】

名古屋市緑区徳重支所区民福祉課 担当: 丹羽

〒458-0852 名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地 (ユメリア徳重 3 階)

Tel: 052-875-2213 Fax: 052-875-2215